



屋外広告物Q & A

Q1 看板は市内全域に設置可能か？

A 第一種低層住居専用地域、風致地区及び市が指定する禁止路線など、禁止地域以外であれば基本的に設置可能です。

なお、詳細につきましては、メールまたはFAXにて設置場所の地図等を添付の上、ご相談ください。

電話番号：024-924-2371

FAX：024-938-2720（送付する際は事前にご連絡をお願いします。）

メール：kentikusido@city.koriyama.lg.jp

Q2 屋外広告物の更新申請書が届いたが、手数料の納付はどうしたらよいか？

A 手数料の納付は、窓口での現金納付、納付書、現金書留の3種類から選択できます。窓口での納付の場合は、その場で許可証の交付が可能ですが、納付書、現金書留の場合は納付が確認できてから許可証を郵送するようになります。

広告物に変更がない場合は、現状の看板の写真を添付の上、更新申請書に記載されている金額を上記の方法でお支払いください。

なお、新規・変更に係る手数料も更新と同様に窓口・納付書、現金書留での納付が可能です。

Q3 サイズの変更はないが板面のデザイン変更がある場合は申請が必要か？

A 基本的には変更申請が必要です。

一部軽微な変更で申請が不要な場合もありますので、必ず施工前にご相談ください。

Q4 許可更新の申請書の送付先は、申請者と管理者のどちらに送付されるのか？

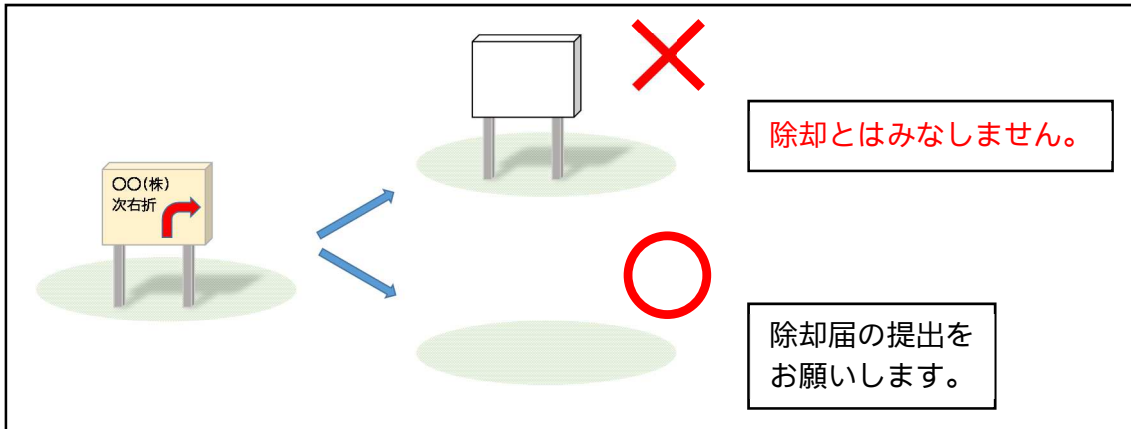
A 申請者（表示者）に送付いたします。

なお、送付先を指定したい場合は個別に相談に応じますので、お問合せください。



Q5 看板を白板にした。この場合除却届を提出すればよいか。

A 看板を白板にしたとしても、除却にはなりません。
広告物を表示できる工作物は残るため、継続して広告物の更新が必要です。



Q6 更新申請書のデータ（様式）はウェブサイトでダウンロードできるか？

A 更新に関しては、申請書の下部に手数料が記載されているため、ダウンロードができません。他の申請書等については市のウェブサイトからダウンロード可能です。

Q7 更新申請書に添付する写真はプリント写真でもよいか。

A 添付する写真の形式は問いません。ただし、カラー写真及び広告物の全景がわかるように写真を撮影してください。
なお、申請書に広告物の基数が記載されておりますので、すべての看板の写真を撮影してください。

Q8 ガラス面の内側から外に向けて貼った広告物は、許可が必要か？

A 屋外広告物には該当しませんので、許可は不要です。



Q 9 広告物の管理者は資格者でないとダメか？

A 現状、郡山市では管理者に資格要件は定めておりませんが、令和4年7月1日以降、有資格者の点検が必要となる広告物については、管理者に資格要件を求めます。

Q 10 広告物の規制の基準を教えてください。

A 広告物の種類によって許可の基準が異なりますので、郡山市屋外広告物条例についてのパンフレット（P.5～）をご参照ください。

Q 11 広告物の申請書に押印は必要ですか？

A 屋外広告物条例に係る申請書については、令和3年7月1日から押印不要となっております。